

# 「レーベンシュタインの戦闘的民主主義 ―その起源を求めて―」

" Karl Loewenstein's Militant Democracy: In Search of Its Origin "

國吉 孝志

Takashi KUNIYOSHI

## 要 旨

連合国による分割統治を受け西ドイツでは、1949年5月にドイツ連邦共和国基本法（ボン基本法）が制定された。ヴァイマル体制崩壊の反省や東西冷戦が先鋭化する中で、この基本法に組み込まれた画期的な制度が「戦闘的民主主義」である。

この「戦闘的民主主義」は1933年に米国へ亡命したユダヤ系ドイツ人憲法学者カール・レーベンシュタインが最初の提唱者であるとされている。しかし、レーベンシュタインの半生や研究を概観すると、彼が「戦闘的民主主義」を提唱する前提として、マックス・ウェーバー、ハンス・ケルゼン、カール・シュミットらの影響があることがわかる。この稿は「戦闘的民主主義」理念の源流を探るため、レーベンシュタインが亡命先の米国で1937年に発表した2編の論文「戦闘的民主主義と基本権」を考察したものである。

<キーワード>: カール・レーベンシュタイン、憲法保障制度、戦闘的民主主義

## はじめに

第二次世界大戦後、敗戦国として被占領国の一つとなったドイツでは、ヘレンキームゼーの憲法制定会議において、新たな憲法草案をまとめた。それは、後にドイツ連邦共和国基本法（ボン基本法）となるものである。この草案はヴァイマル憲法48条2項が悪用され、事実上の憲政崩壊を招いた反省から起草されたものである。当時、米ソを中心としたドイツ分割統治政策は動揺し、世界は東西の陣営に分断されはじめていた。

こうした状況下、基本法に組み込まれた画期的な制度がある。それが「戦闘的民主主義」である。この制度の核心には「自由で民主的な基本秩序」の擁護があり、基本法には明文で、その防衛が明確化されている。

この「戦闘的民主主義」の概念が生まれるまでには曲折があり、その経緯を仔細に分析する必要がある。そこで、本稿ではドイツの歴史的、思想的背景を社会学及び国法学の観点から概観し、そのうえで「戦闘的民主主義」の基本原則を明らかにしたい。

戦闘的民主主義の研究史をふりかえると、戦闘的民主主義の理念に取り組んだ先駆者として、マックス・ウェーバー、ハンス・ケルゼン、カール・シュミット、カール・レーベンシュタインらドイツの国法学者、政治学者を中心にあげることができる。彼らのなかで、とくに本稿が注目するのは、カール・レーベンシュタインである。レーベンシュタインは戦闘的民主主義という概念を打ち出した人物であり、彼の半生を紐解きながら、この理念の起源を検討する。

戦闘的民主主義の研究史を見ると、我が国では、立ち入った考察をしたものは多くないが、近年では、大竹弘二の「戦闘的民主主義の現在—多文化時代の民主主義防衛」がある<sup>(1)</sup>。それは、多文化主義的観点から、現在のヨーロッパにおける戦闘的民主主義の制度を考察したものである。ポピュリズム政治の高まりの傍ら、過激主義的な集団や言説が市民社会への脅威となるケースも見られることから、結社および表現の自由の保障をめぐる課題が今世紀初頭から浮上している。大竹論文はイスラム系住民と既存の多数派住民との共存につよく焦点をあてて論じたものである。

高度通信技術や価値観の多様化が進展する中、「自由で民主的な基本秩序」の意味が改めて問われている。憲法上の自由や権利にかかわる問題を政府によって規制しようとする戦闘的民主主義の制度は、立法上、行政権の裁量を恣意的なものにしてしまう可能性をつねに孕んでいる。本稿は、そうした現代的関心からカール・レーベンシュタインの提唱した「戦闘的民主主義」の歴史的意義を再考したものである。

## 1. 「戦闘的民主主義」理念の形成

### (1) マックス・ウェーバーの政治的世界観

20世紀のヴァイマル体制成立期までのドイツ政治思想史は、マックス・ウェーバー (Karl Emil Maximilian Weber) がその源流であることは、多くの研究者が同意するであろう。

ウェーバーの政治思想の権威主義的かつ古典的な傾向を指摘する声があることも事実である。しかし、彼は第一次世界大戦の敗戦に伴う第二帝国崩壊を目の当たりし、ドイツの共和制への移行に際し明確な提言も行っている。歴史的、地政学的背景からドイツの「強力な武装」は不可避であることを、第一次世界大戦中に表明しているものの、敗戦後は近代的な民主主義的共和制への転換を支持した<sup>(2)</sup>。

ウェーバーの保守的な思想傾向が顕著な点としては、第二帝国崩壊に至るまで世襲君主制の維持を「国家の統治可能性」を根拠に強く主張していたことにある。しかし、それが

立ち行かなくなった状況を見て、国民の意識改革や覚悟の重要性を説いている<sup>(3)</sup>。一方で「大衆民主主義」時代にあっては、現代のいわゆる「ポピュリズム」への危機感も指摘していた。もともと「政治のプロ」たりえない日々の生活に追われる大衆にそのような政治的スキルを求めることは酷であるとし、訓練された政治のプロを代表者として選出し、行政の監督者としての議員及び議会の必要性を強調している。いわゆる「エリート民主主義」の傾向がみられるものの、その背景には、単純な大衆蔑視とは異なり、職業召命観に基づく労働者や農民に対する敬意も持ち合わせていたことも指摘されている<sup>(4)</sup>。

ウェーバーは『職業としての政治』の中で、政治的な団体としての近代国家の定義は、物理的暴力の行使に着目してはじめて可能であるとしている。その暴力行使とは縁のない社会組織しか存在しないとすれば、「国家」の概念は消滅し、「無政府状態」のような事態が出現すると考えた<sup>(5)</sup>。また、このような暴力行使の正当性の根拠として、三つをあげる。第一は、過去から続く慣習が神聖化された「伝統的支配」、第二は、人格的な帰依と信頼に基づく「カリスマ的支配」、第三は、制定法規の妥当性に対する信念と、合理的につくられた規則に依拠した客観的な「合法性」による支配である<sup>(6)</sup>。結論として政治とは情熱と判断力の二つを駆使しつつ、不可能なことへの挑戦を貫徹する営為であると述べた。そして、愚かさや卑俗さに挫けず、どのような事態にあっても、「それにもかかわらず！」(Dennoch!)と言いつける自信のある人間こそが「天職」(Beruf)を持つと、指導者に求められる意思の重要性を指摘した<sup>(7)</sup>。

ウェーバーの国家観や政治概念は、権力の行使の正当性について社会学的見地から考察したものである。信仰や文化、哲学といった幅広い視野からアプローチされた政治哲学は、後の研究のみならず、20世紀のドイツの歴史へ与えた影響は決して小さなものではない。

## (2) カール・シュミットの「友敵区分」と「例外状態」

ヴァイマル体制を崩壊させた当事者として批判的にとりあげられる人物は、カール・シュミット (Carl Schmitt) であろう。

マックス・ウェーバーの教え子でもある彼は、ウェーバーの政治思想を引き継いでおり、ナチスの「桂冠法学者」として、ニュルンベルク裁判へ起訴もありうると話題となった人物である。戦後は多くの知識人が彼を批判したが、その一方、マルクス主義者ですら彼を研究対象とした<sup>(8)</sup>。

シュミットは、1932年の『政治的なものの概念』の中で、政治特有の区別を、友と敵と

いう概念規定で表し、それは美・醜、あるいは、利・害といった対立とは異なるものとしてとらえている。つまり、政治上の敵は道徳的に悪であり、美的に醜悪である必要はなく、利害が一致する可能性さえあるもので、敵の本質は他者・異質者であるだけで足りるとした<sup>(9)</sup>。その例として、政治的なあり方を軍事的戦闘行為に例え、「社会的理想」とは別の次元であり、友・敵の区別は、一兵士が自ら決定権をもつような政治問題ではないものであると説明している<sup>(10)</sup>。

大恐慌と国内の政治抗争激化の中でヴァイマル憲法第48条についてシュミットは、大統領の無制限の緊急権を認めていることを強調した。これは「合法革命」に対する国家の自己防衛を図るものであるととらえている。結果として、このことは民主主義の自殺を予見するものであったといえる<sup>(11)</sup>。1932年の『合法性と正当性』では、立憲国家における法概念について概説した上で、ヴァイマル憲法48条2項に基づき命令を交付するライヒ大統領を「第三の特別立法者」としている。その上で法律の優位と留保をもつ議会制立法国家において、基本権の停止を伴うような「例外状態」が容認されるような状況は、従来の前提が根底から変えられてしまっているとしている<sup>(12)</sup>。また、1934年の「長いナイフの夜」におけるナチス内部の暗殺事件では、総統が自動的に国の最高審判者であるとし、ヒトラーを擁護した<sup>(13)</sup>。

このようなマキャベリスト的な政治思想や委任独裁を暗に示したヴァイマル憲法48条2項の国家緊急権についての法解釈は、第二次世界大戦後も問題視され、民主主義の敵に対する不寛容をテーマとした議論の中心にもなっている。

### (3) ハンス・ケルゼンの「相対的民主主義」

第二次世界大戦後に批判を受けたもう一人の国法学者としてハンス・ケルゼン (Hans Kelsen) があげられる。

ケルゼンは、1929年の『民主主義の本質と価値』において、現代の議会制の果たす役割について考察した。議会制手続を、弁証法的・対論的技術により妥協をもたらすことを目的としていると述べ、規範服従者全体を、多数者と少数者の集団に分類することで、全体意志の形成に際して一致点の可能性を創り出すことに現実の民主主義の本来の意義を見いだしたのである<sup>(14)</sup>。また、マルクス主義者の多数決原理に対する批判への回答として、「慨嘆することはできても否定することはできないこの激しい対立を、流血革命によって破局に導くのではなく、平和的・漸進的に調整することのできる形式があり得るとすれば、それ

は議会制民主主義である」という考えを示し、社会的現実において、到達不可能な自由であっても、平和なら可能であることを主張した<sup>(15)</sup>。

統治者を選択する上で、民主主義と専制支配の違いについて、民主主義は、市民による統治者への途を容易にするものの、実績を示さない統治者の淘汰を保障する側面を持つと、彼は言う。一方で専制支配が、職務の終身制、世襲制を原則としており、民主主義と正反対の結果を招くとして、両者の相違点を明確化している<sup>(16)</sup>。

そして、民主主義こそが、政治的意思、政治的信念、政治的意見を平等に評価し、平等な表現の機会を与え、人心掌握の自由競争の機会を与えるものであり、反対者を政治的に承認し、基本権、自由権、比例原則により保護することこそが、民主主義思想の前提とする世界観として、価値相対主義を主張した<sup>(17)</sup>。

こうした寛容を前提とする政治的客観性の担保が、民主主義の自殺を招いたとする議論は、後の基本法制定にも影響を与えた。こうした文脈で「戦闘的民主主義」という概念が歴史に登場する起源を考察すると、1933年にアメリカへ亡命したユダヤ系ドイツ人社会学者、カール・レーベンシュタイン (Karl Loewenstein) による提唱を挙げることができる。

## 2. 国法学者、政治学者としてのレーベンシュタイン

### (1) レーベンシュタインの生い立ちから亡命

「戦闘的民主主義」の概念について、1920年代から30年代の欧州におけるファシズム台頭の時代背景の影響が大きいことは、後述する1937年のレーベンシュタインの2点の論文から読み取ることができるが、彼のこのような思想背景として、土台となった生い立ちや人生経験の中での研究歴も見逃すことはできない。

そこで、レーベンシュタインの伝記について詳細に検証した、マルクス・ラング (Markus Lang) により2007年に出版された、『カール・レーベンシュタイン ―大西洋横断の政治思想家―』から、彼の人物像にも注目したい。

レーベンシュタインは、1891年、11月9日にミュンヘンに生まれた。彼の母親マティルデ・ニービルマンはミュンヘンの名家出身で、父はスワビア出身の大家族であった。どちらの家系も社会的には、多くの実業家、弁護士、裁判官として成功を収めており、ほぼ完全に世俗化されていた。レーベンシュタイン自身も語るように、「ミュンヘンに根差した正統派ユダヤ人コミュニティとの社会的つながりすらなく」、逆にこのことが、レーベンシュタインの専門的な研究に役立ったともみられている。1918年12月には、博士号取得と同時にユ

ダヤ人コミュニティからの脱退を表明している。また、彼が生まれ育った家庭も裕福で、父親は、芸術的な教養を身に着けた実業家であった。そのため、家庭では芸術と音楽の教育が非常に重要視されていたともふりかえっている<sup>(18)</sup>。

幼少期から視力に障害があり、運転免許取得は困難であったが、アルプス山での登山やスキーなどの趣味を楽しんでいる。しかし、将来の展望としては、視力のハンディから医師や自然科学者ではなく、ビジネスマンや弁護士が当初からの選択肢であったという<sup>(19)</sup>。

1897年の6歳からプロテスタントの学校に就学したが、彼は自身を優等生と考えておらず、書類の記録には、「期待には応えられず」、「少し気まぐれ」と記載されている一方、読書には熱心であった。4年生の頃にヴィルヘルムギムナジウムに転校し、そこでラテン語、ギリシャ語、そしてフランス語を4年間学んだが、英語は選択科目として履修した。その後は、英文学や記事を読む中で知見を広め、彼の歴史的視点を重視した思想として、このようなヒューマニズム教育の影響がみられる。高校6年生の1908年には、ビジネススキルをつけさせたい彼の父の希望で、9月にミュンヘンの銀行でのインターンに臨むが、彼に関心があったのは、大学で英文学、美術史、哲学を学ぶことであった。

その後の彼のキャリアは複雑である。この当時のイギリスは商業や金融の中心部でもあり、ドイツ人にとって羨望や模範の対象でもあった<sup>(20)</sup>。1909年の秋に無期限でイギリスに渡りロンドンの大都市の生活を満喫した。無給も含め複数の仕事をしながら就職活動をしていた彼は、1909年のクリスマス頃、ミュンヘン出身のヒューゴ・ハーストと出会い、彼との会話の中で成功を収めるためには法律学の学位か高度な経済学のキャリアが求められることを痛感する。そのためミュンヘンに戻り、復学と大学進学を決意するが、ニューヨークで皮革店を営む叔父の誘いで1910年2月には渡米することとなった。しかし、ニューヨークでの事業も不振で、叔父との関係も良好とは言えず、ロンドンほどの魅力をニューヨークに感じるができなかったとされている。1910年5月には再びミュンヘンに戻り、期待に沿えないことで両親を悲しませたことに意気消沈したが、このような経験は後の大学での研究やキャリア形成に大きな影響を与えと考えられている<sup>(21)</sup>。

1910年の冬季からミュンヘン大学で法律学を学び始めるが<sup>(22)</sup>、ミュンヘン以外での研究場所としてハイデルベルクを選ぶ。ここでのマックス・ウェーバーとの出会いは、彼の人生の大きな転機の1つとなる。当初、女性権利活動家のマリアンネ・ウェーバーを訪ねた際、彼女は不在で、代わりに対面したのがマックス・ウェーバーであった<sup>(23)</sup>。

レーベンシュタインはイギリスの財政と連邦主義に関する論文で経済学の博士号取得を

目指し、最初の博士論文は1914年7月に完成した。しかし、ロンドンへ向かう列車内で荷物とともに原稿を置き忘れ紛失し、第一次世界大戦勃発により回収が不可能となる。彼はそれを数年後に取り戻すことができたと言われるが、発表された形跡はない。このことについて、レーベンシュタイン自身が論文の完成度に満足せず、意図的に処理した可能性も指摘される。ちなみに、1915年3月に彼は第一次世界大戦に従事し、フランス北部の前線の後方にあるヴィトリーアンアルトワに配属されたが、フランス語の技能を評価され、部隊内では優遇されたようである<sup>(24)</sup>。

1918年11月、レーベンシュタインは、1791年憲法制定における、憲法制定国民議会の概念を分析した。そして、1789年のフランス国民議会に関する博士論文を提出する<sup>(25)</sup>。この時の彼は、実質的にマックス・ウェーバー、またはフーコー・プロイスと同様に自由主義的、ブルジョア主義的な政治的立場にあったとされる<sup>(26)</sup>。

博士論文を完成させた後、レーベンシュタインは、弁護士として生計を立てながらも、個人の研究者として憲法制度やイギリスの議会制民主主義を中心に研究を継続した<sup>(27)</sup>。

1933年にはレーベンシュタインが教授職を得るチャンスが到来した。しかし、その希望は1933年1月30日に失われてしまう。1933年3月20日からスイスでの休暇でイタリアの友人と過ごしている間、4月1日に彼のミュンヘンの事務所は突撃隊(SA)の襲撃をうけた。不在により難を逃れた彼は、状況が沈静化した5月にミュンヘンに戻った。しかし、次第に弁護士業務を継続できなくなる圧力が強まり<sup>(28)</sup>、「4月7日の公務員の回復に関する法律」が7月26日に大学で施行され、大学の職をも失うこととなった。彼はオーストリア、フランス、イギリス、アメリカの大学に連絡を取り、ドイツ国外での活路を探り始めた<sup>(29)</sup>。

紆余曲折の後、レーベンシュタインは、1933年12月、1934年1月から1936年8月までの任期でイエール大学大学院の政治学准教授に任命された。このころのナチスは、まだ「絶滅政策」をとっていなかったため、出国は可能であったが、彼は慎重に計画を進めた<sup>(30)</sup>。

1933年11月3日にドイツ出国手続きを済ませたレーベンシュタインは、妻と共に渡米し、同年12月にニューヨークに到着した<sup>(31)</sup>。レーベンシュタインを任用したイエール大学は、亡命者緊急委員会とロックフェラー財団の資金提供を受けていたものの、この資金提供の継続が見込めなかったことから、彼は後にコロラド大学ボルダー校での夏季短期間の客員講師を経て、1936年9月、アマースト大学政治学教授に就任した<sup>(32)</sup>。

レーベンシュタインは、学問領域の継続性として憲法から政治学への移行の中で葛藤を抱えていたともみられている。1946年には、著作中における架空の対話の中で自らを政治

学者ではなく「憲法の弁護士」と称した。その意味で彼は「憲法の弁護士から政治学者に強制的に変身した」という評価に行き着くと指摘されている<sup>(33)</sup>。また、亡命後の彼は、アメリカ社会における外国人の排斥、現地の同僚との激しい競争、大学財政の逼迫の中で、ドイツ出身の法律家が専門性を活かして活躍する場が乏しく苦悩していることも、1936年にG・ライプホルツに宛てた手紙の中で吐露している<sup>(34)</sup>。

## (2) レーベンシュタインの思想と「戦闘的民主主義」の着想の背景

これまでヴァイマル時代のドイツ国法学において代表的な人物とその研究史を概観しつつ、レーベンシュタインの半生から彼の人物像を考察した。アメリカに亡命後のレーベンシュタインは前述のとおり、志望していた国法学者としてのキャリアと現実的に取りまざるを得なかった政治学分野とのギャップに戸惑いを感じながらも、1937年に2編に渡る「戦闘的民主主義と基本権」を執筆し、発表した。この概念につながるレーベンシュタインの経験を紐解くと、いくつかの背景も読み取ることができる。

1932年6月のブリューニング解任に際してレーベンシュタインは、自由民主主義存続のために、いくつかの技術的改善の導入を提示する。それには、比例代表制の廃止、法的に管理された緊急条例法、大統領の権利の強化が含まれる。新たに加えられた制度は市民による厳格な管理の対象となることを条件としており、とりわけ彼は政治エリートにより合理的な選択を期待している<sup>(35)</sup>。

1920年代後半までレーベンシュタインは、憲法の適正手続の概念を持っていたものの、1930年代の初めにこの憲法国家に対する攻撃がますます大規模になると、合法性戦略はもはや十分ではなく、レーベンシュタインの立場も急進的になった<sup>(36)</sup>。

1931年10月、ハレで開催された国法学大会で、G・ライプホルツが、選挙改革の可能性と限界について講演し、リベラルで平等主義的な代表民主主義への懸念を表明した。この議論についてレーベンシュタインは、その提案として、第1に、アメリカの予備選挙をモデルにした、ドイツの選挙法における候補者の公選制の導入、第2に、英国のモデルに沿った制度改革、第3に、「国家」が反議会政党から身を守るための力の行使を挙げている<sup>(37)</sup>。

しかし、レーベンシュタインの個人的な経験から「戦闘的民主主義」の着想の背景を見るならば、不本意な亡命も、個人的、政治的にトラウマ的な経験であった<sup>(38)</sup>。

1920年から1931年頃までの合憲性をめぐる議論のなかでレーベンシュタインは、カール・シュミットの憲法の教義について、「この国家思想への愛情は、彼が非常に鋭敏に分析



している（自由主義憲法の）主題のためではなく、舞台の背景ですでに待っている政府の形態のためであると感じずにはいられないことがよくあります」と言及し、立憲国家の反対者としてボルシェビズムとファシズムを挙げるならば、シュミットを後者とみなしている<sup>(39)</sup>。一方で、ケルゼンに対しては、ケルゼンの『民主主義の本質と価値について』を支持する見解に立っており、自由主義と民主主義が必然的な矛盾を示すという事実を肯定する。すべての選挙の前にナチス（NSDAP）と共産党（KPD）の暴徒により広められた政治的暴力と恐怖を、レーベンシュタインは相殺しようと試みているかのようである<sup>(40)</sup>。

### 3. 「戦闘的民主主義」の思想概念

#### (1) 「戦闘的民主主義と基本権」

1937年に発行された『アメリカン・ポリティカル・サイエンス・レビュー』に「戦闘的民主主義と基本権（Militant Democracy and Fundamental Rights）」という特集が掲載された<sup>(41)</sup>。その中で、レーベンシュタインは「ファシズムの懸念に対する民主主義の無力さを嘆く<sup>(42)</sup>」論評を発表し、民主主義論と憲法学における学術横断的な政治学の先駆者とみなされることになった。彼が亡命先のアメリカで発表した「戦闘的民主主義」に関する2編の論文について概観したい。

戦闘的民主主義に関するレーベンシュタインの最初の論文、1937年6月の『アメリカン・ポリティカル・サイエンス・レビュー』に掲載され、その表紙を飾った「戦闘的民主主義と基本権」では、1930年代にヨーロッパで猛威を振るったファシズムの動向を、フランス革命以来の絶対主義に対する自由主義の台頭に匹敵する普遍的な運動であると指摘している。中でも、権威主義国家は一党制と多党制に分類され、一党独裁体制をとる国家にドイツ、トルコ、フランコ政権下のスペインをあげている。また、オーストリア、ブルガリア、ギリシャ、ポルトガル、ハンガリー、ルーマニア、ユーゴスラビア、ラトビア、リトアニアは本格的な代表機関を持たず、一党独裁制へ向かうグループに分類し、議会制度に類似した多党制の権威主義国家に分類されるポーランドは正にその移行の最中であるとしている<sup>(43)</sup>。

独裁国家については、法の支配を偽装する点を強調している。合憲性の観点だけでは判断が困難な理由として、権威主義的独裁国家の強さは強制力や暴力だけでなく、立憲主義に代わり感情主義に根差している点を指摘する。これを脅迫やテロに匹敵する精神的な強要であると評している。また、「ヨーロッパの再生国家連合<sup>(44)</sup>」が国境を越えて連携し、ボルシェビキの混乱から西欧文明を救う現代の十字軍として存在感を示しているとした<sup>(45)</sup>。

オランダでは「ナチス党」が1935年に州議会選挙で成功を取めたが、最初の国政選挙では総投票の8%にとどまり、地盤を失った。ベルギーでは、1936年5月の普通選挙で、ドクレルの「レクシスト党」が「カトリック党」と「自由党」を抑え勝利した。総投票数の10%以上を獲得し、21議席の下院議員を選出した。フランスは1936年4月5日の総選挙でファシストあるいは権威主義のグループが他の政党と競合することはなかったが、ド・ラロックは新しく「フランス社会党」を立ち上げている。イギリスにおいてもモズレーの「イギリスファシスト党」が派手な宣伝により注目を集めるものの、1937年3月のロンドン地方選挙の得票率はわずかであるとしている。バルト三国、フィンランド、チェコスロバキアにおいてはファシスト政党が禁止され、または法的な規制下にあることも指摘し、一方で、チェコスロバキアのコンラート・ヘンライン<sup>(46)</sup>は解散させられた「ドイツ国家社会主義党」から合法政党の「ズデーテン・ドイツ人党」として再結成した事実もあげている。この政党は、1935年5月の選挙で44議席を獲得している。また、ルーマニア、ハンガリー、ブルガリア、ユーゴスラビアでは禁止あるいは抑制されているものの、強力なファシストまたは国家社会主義運動は健在であると指摘した<sup>(47)</sup>。

レーベンシュタインによれば、イタリアやドイツの資本主義社会の失敗は、資本主義の中核である中流階級による官僚主義への依存に傾倒したことにある。資本主義は法の支配の予測可能性を備えた民主主義のもとでこそ繁栄するのに対し、全体主義は最終的に戦争をもたらす傾向がある。この点を彼はファシズムを見極める特徴として示している。その上で、自由主義の拡大が絶対主義の運命を決定づけたのと同様に、政治機構の形態としての民主主義が世界を変容させるうねりの一つである可能性を予見した。一方では、ファシズムが国境を越えて飛び交う精神的な炎でない場合、力を獲得し保持する技術に過ぎないことも指摘した<sup>(48)</sup>。

レーベンシュタインは、「民主主義は戦闘的になるべきである」(Democracy must become militant)と表明する。ファシズムはイデオロギーではなく、感情的手法を用いて大衆を扇動する巨大なプロパガンダである政治的手法にすぎないと断罪し、技術的な奇跡と感情的な大衆の時代の申し子であるとした。そして、この政治的手法は民主的な制度の特殊な条件下でのみ優位を保ち、民主主義への完全な適応に基づいたものであるとした。基本権と法の支配の庇護のもと、反民主的な装置が構築され、合法的に発動する可能性を指摘し、民主主義と民主的寛容が自らの破壊に使用されていることに警鐘を鳴らした<sup>(49)</sup>。

ファシズムの手法として注目される例として、政党の準軍事組織、衛兵、制服、階級、

徽章などは、感情的な価値と目的を持ち、実際の暴力がなくても、市民への心理効果を及ぼすことも指摘する<sup>(50)</sup>。

その中で多くの国において民主主義政党は危機に直面しており、教義をめぐる闘争が本格化していることにも言及している。ファシズムの傾向として、反共十字軍を装っていることに加え、反ファシスト政党の団結が困難な背景も確かであった。また、中産階級の市民と農民の左派による嫌悪感も影響し、政治的結束の脆弱さはファシストのプロパガンダにも利用されていることをあげた<sup>(51)</sup>。

レーベンシュタインはチェコスロバキア、ベルギー、オランダの例から、反ファシスト法を採用した国家でファシズムが統制を逃れられないのは、民主主義が戦闘的になったことを理由にあげる。最後に憲法は通常の手法で平和的な変化には柔軟であるものの、破壊を企図した動きに対しては強硬になるべきであると主張する。そして、ファシズムは民主主義に対し宣戦布告しており、基本原理に反するリスクとコストを甘受しても民主主義を救済するあらゆる可能な努力をせねばならないと結論付けた<sup>(52)</sup>。

レーベンシュタインの2本目の論文は1937年8月の『アメリカン・ポリティカル・サイエンス・レビュー』に掲載された。フィンランド、エストニア、オーストリア、チェコスロバキアを中心に1920年代から30年代のヨーロッパにおける共産党および権威主義政党の問題と、それらの政党に対する各国の政策が紹介されている。

フィンランドにおいては、共産党が1925年頃から違法とみなされ、1929年に廃止された後、憲法の改正をめぐって国粋主義者やファシストの反対を受けながらも、社会民主党は憲法改正を実現した。1930年11月28日の制定法は、暴力による政治体制、社会秩序を目指す活動を行い、支援するすべての政党は結成を禁じられることとなった<sup>(53)</sup>。エストニアにおいても、共産主義やファシズムの脅威にさらされており、1933年から1934年の政治改革により、大統領の権限が強化された。「解放者」とされる勢力によるこの政治改革は、1934年1月の新憲法発効後、3月には「解放者」による政府の転覆を狙ったクーデターが実行され、地元ファシスト組織やドイツ出身の領主の他、「解放者」も非常事態条項により禁止された。1934年以降、エストニアは強力な権限をもつ大統領と「政府の祖国党」一党独裁制のような権威主義的な性格の政府となっている<sup>(54)</sup>。1934年のオーストリアのドルフース政権は、当初、共産主義と同様にファシズムの回避を目的とし、1933年5月にはいかなる破壊活動も非合法化した。しかし、ドルフース政権は1934年2月に憲法に忠実な社会党を排除し、一党独裁体制を確立し、法の支配を無視し憲法上の正当性すら失ったファ

シスト国家へ変容させている<sup>(55)</sup>。チェコスロバキアでは、ズデーテン地方の少数派ドイツ人の間で過激な民族主義的傾向が、ドイツの国家社会主義の台頭の中でますます高まっていた。経済危機という緊急事態にあっても、民主的な構造や国家の確立性が維持されていた理由として、1つは、1929年以降、最高裁判所と議会は単独で憲法上の問題を提起することができ、過度な合法化を控える傾向があった。チェコスロバキアの政治システムは、緩やかな権威主義、「規律ある」民主主義へと変化していった。政府は、破壊政党の停止と解散に関する1933年10月の法律の導入について、憲法上、法律上の問題について報告した。1923年から、ファシストの基本権行使を隠れ蓑として利用したうえで権力の獲得を企図したことが問題視されていた。1933年10月、破壊的な政党、グループ、活動を禁止する権限を政府に付与する法律が可決された。政府の見解によると、禁止される活動として、憲法の統一および忠誠、国家の民主主義形態またはチェコスロバキアの安全を危険にさらす傾向を挙げ、違法とされた団体の議席喪失、財産の没収、制服および共感を誘うすべての徽章の禁止が行われ、言論、報道、集会、移動の自由は制限されることとなった<sup>(56)</sup>。1935年5月、コンラート・ヘンラインの「ズデーテン・ドイツ人党」が第二政党として浮上する中、1933年制定の法律に従い慎重な姿勢を貫いた。1936年5月に可決された「国防法」は憲法改正を要するもので、合憲性に課題があったものの、「緊急事態」として正当化された。チェコスロバキアはこのように国境から迫る危機からの防衛を図っている<sup>(57)</sup>。

このようにレーベンシュタインは1930年代までのヨーロッパにおける共産主義およびファシズムの脅威、そして権威主義的な手法で社会秩序の維持を試みる国家の実例を紹介している。憲法保障論としての視点のみならず、主権や政権の維持に主眼を置いた政治学的考察もみられ、民主主義の視点からは十分に議論されていない争点も少なくない。

また、多くの民主主義国家にみられる、政党の準軍事組織の形成、制服、徽章が果たすプロパガンダの役割にも注目し、民主主義国家における制服や民兵組織を組織することに対する制限の重要性も説いている。その例として、スウェーデン（1934年）、デンマーク（1934年）、ベルギー（1934年）、その他の国では、民兵組織の結成を禁止しており、さらに非公式な軍事演習および軍事教練の危険性を指摘した<sup>(58)</sup>。その他にも、政治的プロパガンダや憎悪の扇動等も課題としてあげている。

そして民主主義における重要な問題として、明白な暴力の扇動は取締りが容易であるものの、ファシストの手口として、中傷、名誉棄損、誹謗中傷の他に、民主主義国家の持つ制度そのものが、武器となりうる危険性を指摘する<sup>(59)</sup>。

注目されるのは、公務員による反民主政党的の支持を規制する動きである。デンマーク（1932年）やフィンランド（1926・1934年）では民主主義や憲法に反する政党への参加は制限され、チェコスロバキア（1933年）では、大学および学校の教員の反憲法活動を規制する規定もみられる。こうした実例を示した上で、レーベンシュタインは、反民主的、反憲法的な活動の監視、抑制、監督の権限を持つ公的機関の設立を提唱する。ファシストのプロパガンダが国際的に民主主義国家の憲法制度に対する破壊活動として顕在化していることを指摘し、国境を越えた活動に対する対策の必要性も主張している<sup>(60)</sup>。

結論として、レーベンシュタインは、「火には火を持って制する」(Fire is fought with fire) とヨーロッパの民主主義の原理主義を超えた対抗措置の必要性を強調する<sup>(61)</sup>。過度な楽観主義や立法規定の過大評価は民主主義を危険にさらすことであり、ヨーロッパがファシズムの脅威を克服するには、この時代の大衆の合理化された感情の精神構造の変容が求められるとしている。そして最後に、この世界的なファシズムの動向を免れる国はなく、アメリカにおいてもその対策が求められることを主張し結びとしている<sup>(62)</sup>。

以上の2編の論文から、ヴァイマル体制崩壊以前の欧州諸国の政治的状況および憲法制度についてのタイムリーな実態を読み取ることが出来る。同時に、レーベンシュタインが、当時の寛容かつ価値相対主義的な民主主義に限界を痛感し、「民主主義は戦闘的になるべきである」、「火には火を持って制する」といった思想背景に、現実的かつ具体的な施策を模索する中で、その苦悩もうかがえる。そして、その脅威は亡命先のアメリカにおいても例外ではなく、時代を超えた現代においても共有されるべきであろう。

## (2) 第二次世界大戦とその後

1940年代に入ると、レーベンシュタインは戦後ドイツの民主化に携わることを志向し始めた。1943年に彼は、イエール大学の元同僚でドイツ系アメリカ人の歴史学者、ハヨ・ホルボーン (Hajo Holborn) に接触した。ホルボーンは当時戦略情報局の調査分析部門で占領統治に向けた調査のコーディネーターの立場にあった<sup>(63)</sup>。

1945年7月から1946年9月まで、レーベンシュタインはドイツ占領統治の法務部門のコンサルタントを務め、農業法、弁護士法、婚姻法、司法制度の組織化、法務スタッフの非ナチ化を推進した<sup>(64)</sup>。

1945年10月にレーベンシュタインは数日前に占領軍に連行されたカール・シュミットの書斎から戦争犯罪の可能性の証拠として多数の著書を押収した。そして、シュミットを「ヒ

トラウの蛮行の知的扇動者の一人」であると厳しく指弾し、戦争犯罪委員会への立件を進言した。また、レーベンシュタインは、カール・シュミット教授の性格と経歴に関する覚書も追記した。そこでシュミットを「ゲオルグ・イエリネック (Georg Jellinek) 以来のドイツの生み出した公法と政治学の分野で最も著名な人物である」と評す一方で、「彼とドイツ人の不幸はその才能を悪の目的のために乱用したことである」と指摘している。この覚書はシュミットが「第三帝国の冠桂法学者」であることを強調するものであった<sup>(65)</sup>。

1945年から1948年までの占領統治において、レーベンシュタインはドイツの政治的再建を可能な限り追求しようと試みたものの、米国が主導して行う改革は、非ナチ化を徹底することができず、民主化は表面的なものになってしまった。レーベンシュタインは当時の心境をハンス・ケルゼンに対し、「人々は欺瞞的で道徳的な概念を欠いており、敗戦を後悔しているだけである」と述べている。このことは彼がドイツへの帰郷を断念した一因であるとされている<sup>(66)</sup>。

1946年からミュンヘン大学の法学部において、レーベンシュタインの「追放」の補償として、国際法の名誉教授への復帰の話が持ち上がり<sup>(67)</sup>、1951年11月7日にも彼の教授復帰が議題に上がった<sup>(68)</sup>。1956年10月8日には、教授への任命が10月20日から11月1日の間に行われる可能性があるとの通知を受けたが、65歳の誕生日を目前にレーベンシュタインが複雑な条件の中でついに教授への就任を断念したのは、初めの申し出から10年のことであった<sup>(69)</sup>。

## おわりに

1919年以降、議会制度と選挙制度を憲法上確立し、リベラルな民主主義国家として新たに誕生したヴァイマル共和国は、ウェーバーやケルゼンのような研究者にとっても大きな期待を寄せるものであった。確かに、ファシスト政党や共産党の抗争が激化し、この共和国では政治的暴力が蔓延した。しかし、憲法保障制度として民主主義を擁護する必要性は指摘され続けた。シュミットも、少なくとも1932年の『合法性と正当性』までは憲法で民主主義を守ることを主張していた。

レーベンシュタインは亡命後の1937年の2編に渡る論文の中で、当時の政治的暴力の本質として、権威主義の台頭と共に感情的手法の蔓延や制服や徽章に象徴される準軍事組織 (paramilitary) の存在を指摘し、民主主義が戦闘的になるべきことを主張した。このことが、1945年以降、ケルゼンに代表されるような寛容で価値中立的な民主主義の在り方への懷疑

論につながったことは言うまでもない。

本稿では、ヴァイマル期のドイツの研究史を取り上げたが、レーベンシュタインの亡命先の米国では、憲法制度やその歴史、政治哲学も大きく異なり、その後の国際情勢も彼の苦悩につながったことも事実である。時代を超えた現代においても、国際社会で権威主義国家への懸念が高まるなか、西側諸国間でさえ民主主義を守るための結束が磐石とは言い難い。また、それぞれの国内においても価値観の多様性や技術革新の進展により分断は深まり、合意形成は容易ではない状況である。

21世紀現在において、レーベンシュタインの思想の起源をふりかえることは、これまでの東西冷戦、対テロ戦争で求められた役割とは異なる新たに刷新された戦闘的民主主義の意義を見つけ出す指標となるであろう。

---

註：

- (1) 大竹弘二「戦闘的民主主義の現在—多文化時代の民主主義防衛」『年報政治学』71巻2号(2020年12月)、55-81頁。海外では、レーベンシュタイン以前の「戦闘的民主主義」の提唱者の存在を指摘するものとして、Bastiaan Rijpkema, “Militant Democracy beyond Loewenstein: George van den Bergh’s 1936 Inaugural Lecture,” *Militant Democracy – Political Science, Law and Philosophy*, (Switzerland AG: Springer Nature, 2018), pp.117-152. また、相対的民主主義の立場から「戦闘的民主主義」の問題点を指摘するものとして、Carlo Invernizzi Accetti, Ian Zuckerman “What’s Wrong with Militant Democracy?,” *Political Studies*, Vol. 65 (April 2017), pp.182-199.
- (2) 雀部幸隆『ウェーバーとワイマール—政治思想史的考察—』(ミネルヴァ書房, 2001年)、30-31頁。
- (3) 雀部、前掲書、24-25頁。
- (4) 雀部、前掲書、50-51頁。
- (5) マックス・ウェーバー著、脇圭平訳『職業としての政治』(岩波書店, 2020年)、8-9頁。
- (6) ウェーバー、前掲書、11-12頁。
- (7) ウェーバー、前掲書、122頁。
- (8) ヤン・ヴェルナー・ミュラー著、中道寿一訳『カール・シュミットの「危険な精神」—戦後ヨーロッパ思想への遺産—』(ミネルヴァ書房, 2011年)、25頁。  
ヴォルフガング・J・モムゼン (Wolfgang J. Mommsen) は、シュミットを「マックス・ウェーバーの飲み込みの早い弟子 (gelehriger Schüler)」と評した。松本彩花「カール・シュミットにおける民主主義論の成立過程 (3): 第二帝政末期からヴァイマル共和政中期まで」『北大法学論集』69巻2号(2018年7月)、213頁。
- (9) カール・シュミット著、田中浩、原田武雄訳『政治的なものの概念』(未来社, 1994年)、15-16頁。
- (10) シュミット、前掲書、26-27頁。
- (11) ミュラー、前掲書、35-36頁。

- (1 2) カール・シュミット著、田中浩、原田武雄訳『合法性と正当性』(未來社、1983年)、105-106頁。  
ヴァイマル憲法48条2項については「ドイツ国内において、公共の安全および秩序に著しい障害が生じ、またはその虞れがあるときは、ライヒ大統領は、公共の安全および秩序を回復させるために必要な措置をとることができ、必要な場合には、一時的に114条(住居の不可侵)、117条(信書・郵便・電話の秘密)、118条(意見表明等の自由)、123条(集会の権利)、124条(結社の権利)、および153条(所有権の保障)に定められている基本権の全部または一部を停止することができる」とされている。高田敏、初宿正典『ドイツ憲法集 講義案シリーズ(17)』(信山社出版、2001年)、122頁。
- (1 3) ミューラー、前掲書、37-38頁。
- (1 4) ハンス・ケルゼン著、長尾龍一、植田俊太郎訳『民主主義の本質と価値 他一篇』(岩波書店、2015年)、77頁。
- (1 5) ケルゼン、前掲書、88-89頁。
- (1 6) ケルゼン、前掲書、115頁。
- (1 7) ケルゼン、前掲書、129-130頁。
- (1 8) Markus Lang, *Karl Loewenstein -Transatlantischer Denker der Politik-* (Stuttgart: Franz Steiner Verlag,2007),S.88.
- (1 9) Ebenda,S.89.
- (2 0) Ebenda,S.90.
- (2 1) Ebenda,S.91-92.
- (2 2) Ebenda,S.94.
- (2 3) レーベンシュタインはウェーバーの第一印象を「背が高い人物、常に雷雨に覆われた顔、灰色の糸が混ざり合った暗いあごひげ、高貴な額、ドイツ語が完璧であると同時に…私を襲ったのは、ゼウスからの落雷であるクーデターでした。その瞬間から、私は彼の家臣であり、生涯ずっとそうだったのです。」と評し、崇拜に満ちた念を持っていた。Ebenda,S.95-96.
- (2 4) Ebenda,S.99-100.
- (2 5) Ebenda,S.103.
- (2 6) Ebenda,S.110.
- (2 7) Ebenda,S.113-117.
- (2 8) Ebenda,S.159-160.
- (2 9) Ebenda,S.161-162.
- (3 0) Ebenda,S.169.
- (3 1) Ebenda,S.170-171.
- (3 2) Ebenda,S.172,189.
- (3 3) Ebenda,S.190-191.
- (3 4) G・ライプホルツへの手紙の内容は以下の通りである。「大陸法の訓練を受けた人には役に立たないの  
で、法律家は最悪の立場にあります…ですから、私たちの主題、政府、またはここでの政治学とは、  
ただ必要なことを意味します。ハーバード大学で現在インストラクター、つまり最下位のハンブルク  
出身のモルスライン・マルクス博士と一緒に、私はここで一種の政治学を独占しており、すでに多くの  
英語の出版物で名を馳せていますが、私の正規の任用を支援してくれませんでした。私はここで普  
通の役職と職階を持っていますが、一時的な契約にすぎません。」Ebenda,S.319-320.
- (3 5) Ebenda,S.157.
- (3 6) Ebenda,S.208.
- (3 7) Ebenda,S.208-209.
- (3 8) Ebenda,S.209.
- (3 9) Ebenda,S.155.
- (4 0) Ebenda,S.158.
- (4 1) Markus Thiel, ed., *The 'Militant Democracy' Principle in Modern Democracies* (Farnham, Surrey: Ashgate, 2009),pp.109-110.
- (4 2) パトリック・マックレムは、「戦闘的民主主義、法的多元主義、そして自己決定の逆説」の序説で、  
21世紀に入り、2001年の9、11同時多発テロを受けての各国のテロ対策をめぐる立法措置を取り上げ、  
1937年にカール・レーベンシュタインの戦闘的民主主義として、自由の制限を含む憲法保障の形態を  
紹介している。Patrick Macklem, "Militant Democracy, Legal Pluralism, and the Paradox of Self-  
determination," *International Journal of Constitutional Law*, Volume 4, Issue 3, (July 2006),p.488.
- (4 3) Karl Loewenstein, "Militant Democracy and Fundamental Rights I," *The American Political Science Review*, Vol.31,  
No.3 (June 1937),p.417.



- 
- (4 4) 「ヨーロッパの再生国家連合」については、共産主義に対抗する欧州の国境を越えたファシストの連携を企図したものと解される。
- (4 5) *Ibid.*, pp.418-419.
- (4 6) コンラート・エルンスト・エドואルト・ヘンライン (Konrad Ernst Eduard Henlein) は、チェコスロバキアのズデーテン・ドイツ党を率い、後にナチス・ドイツに所属することとなった政治家である。
- (4 7) *Ibid.*, pp.420-421.
- (4 8) *Ibid.*, p.422.
- (4 9) *Ibid.*, p.423.
- (5 0) *Ibid.*, p.424.
- (5 1) *Ibid.*, p.429.
- (5 2) *Ibid.*, pp.431-432.
- (5 3) Karl Loewenstein, "Militant Democracy and Fundamental Rights II," *The American Political Science Review*, Vol.31, No.4 (August 1937),p.638.
- (5 4) *Ibid.*, pp.639-640.
- (5 5) *Ibid.*, p.640.
- (5 6) *Ibid.*, pp.641-642.
- (5 7) *Ibid.*, p.643.
- (5 8) *Ibid.*, pp.648-649.
- (5 9) *Ibid.*, pp.652-653.
- (6 0) *Ibid.*, pp.655-656.
- (6 1) *Ibid.*, p.656.
- (6 2) *Ibid.*, pp.657-658.
- (6 3) Markus Lang, *Karl Loewenstein -Transatlantischer Denker der Politik-* (Stuttgart: Franz Steiner Verlag,2007),S.247.
- (6 4) Ebenda,S.248.
- (6 5) Ebenda,S.249-250.
- (6 6) Ebenda,S.255-256.
- (6 7) Ebenda,S.258.
- (6 8) Ebenda,S.260.
- (6 9) Ebenda,S.249-250.